

鈴鹿市公民連携

ガイドライン

鈴鹿市

令和5年1月

本ガイドラインに関するお問い合わせ

〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市役所 政策経営部 総合政策課 行政サービス改革グループ

【Co-Cre8 Suzuka (コクリエイトスズカ)】

電話 059-382-9038

FAX 059-382-9040

メール sogoseisaku@city.suzuka.lg.jp

1 公民連携（PPP）の推進

(1) 公民連携(PPP)とは

公民連携とは、行政と民間事業者等が協働で住民サービスの向上や事業効率の向上・地域経済の活性化などに取り組むことを指し、英訳である「Public Private Partnership」の頭文字をとってPPPとも言います。

(2) 鈴鹿市における公民連携

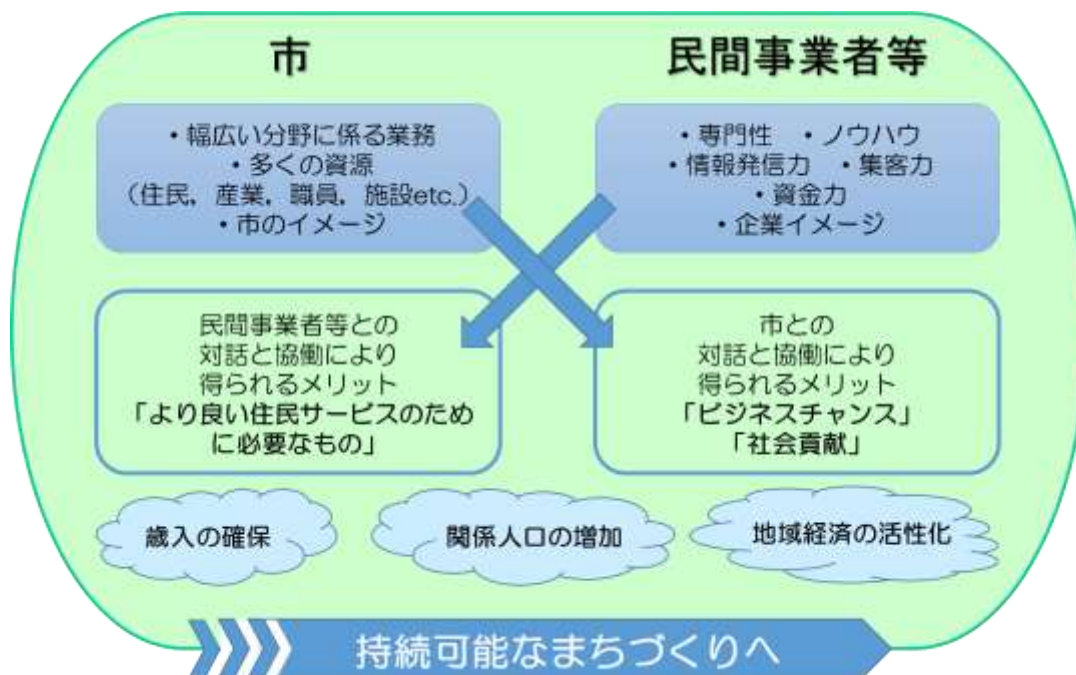
これまで、本市の行政サービスは、市が単独で取り組むほか、業務委託や広告事業、ネーミングライツ、指定管理者制度など、主に行政主導の公民連携により進めてきました。

また、公共施設等に係る整備・維持管理・運営においては、民間事業者等の新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図ることを目的に、鈴鹿市PPP／PFI手法導入優先的検討規定を策定し、公民連携による効率的かつ効果的な事業の積極的な検討を推進しています。

しかし、厳しい財政状況と少子高齢化等の課題が顕在化する中で、将来に渡り安定的かつ魅力的な行政サービスを効率的に提供し続けるためには、行政と民間が対等なパートナーとしてそれぞれの持つノウハウや知識などの強みを活かして、住民サービスの提供を行うことが必要となってきています。

そのため、包括連携協定やサウンディング型市場調査、民間提案制度などの民間主導のPPPを推進するため、令和5年1月に本ガイドラインを策定しました。

(3) 公民連携の推進で得られるもの



公民連携はあくまで手段であり、その目的は将来に渡り安定的かつ魅力的な行政サービスの効率的な提供であることから、行政サービスの向上や歳出の削減、業務効率化により職員が本来担うべき業務への集中等の効果を得ることになります。

そのうえで、行政と民間事業者が対等なパートナーとなることで、市は「より良い住民サービスのために必要なもの」である専門性やノウハウ、発信力等を得られる一方で、民間事業者等は新たなビジネスチャンスにつながったり、社会貢献ができたりするなど、双方にとってメリットが生まれます。

また、地域経済の活性化や新たな歳入の確保、関係人口の増加など、さらなる効果により、持続可能なまちづくりへの効果も期待されます。

2 公民連携における民間事業者等との対話

(1) 対話のポイント

公民連携における市と民間事業者等の対話は、双方が「互いの立場」・「得意分野と不得意分野」・「できることとできないこと」等を整理しながら、共通の目標に向かって、対等な立場で進める必要があります。

対等な関係

目標の共有

① 対等な関係

- 市は、課題や情報をできる限り提示したうえで、民間からの知識・ノウハウ・アイデアに基づく提案を積極的に受け入れるとともに、能動的かつ真摯な対応により民間事業者との信頼関係を築き、提案の実現に向けて十分にコミュニケーションを図ります。
- 民間事業者等は、市が抱える課題に関心を持ち、その解決に積極的に参画・貢献することで、地域経済の活性化を図ります。
- 市と民間事業者等それぞれが「できること」「できないこと」を示し、互いに真摯に対応・検討することで、公民連携による市と民間事業者等の双方のメリットの最大化を目指します。
- 市は想定する結論や一度決めた手法に拘らず、対話に基づく柔軟な発想と対応、合理的な検証と修正を進める一方で、スピード感を持って、よりよい結論を目指します。
- 提案が実現できない場合において、提案者に対する説明責任を果たすとともに、新たな提案や取組に寄与することを目的として、市はその理由を明確にします。

② 目標の共有

- 市は、テーマとなる課題に対するビジョン(目標, 目指す姿, 方向性)を明確にし、一貫性・持続性を持って民間事業者等との対話に臨みます。また、ビジョンに対する理解のズレを回避するために、公開できる情報は積極的に公表します。
- 民間事業者等は、市が示すビジョンの達成にむけた自らの知識やノウハウの発揮と、新たなビジネスにつなげることを念頭に、市との対話に臨みます。
- 市と民間事業者等は、ビジョンの達成に向けて財務, 市民, 地域経済など、それぞれの立場から見える視点を共有し、市民-市-民間事業者等がWin-Win-Winとなるよう対話と取組を進めます。

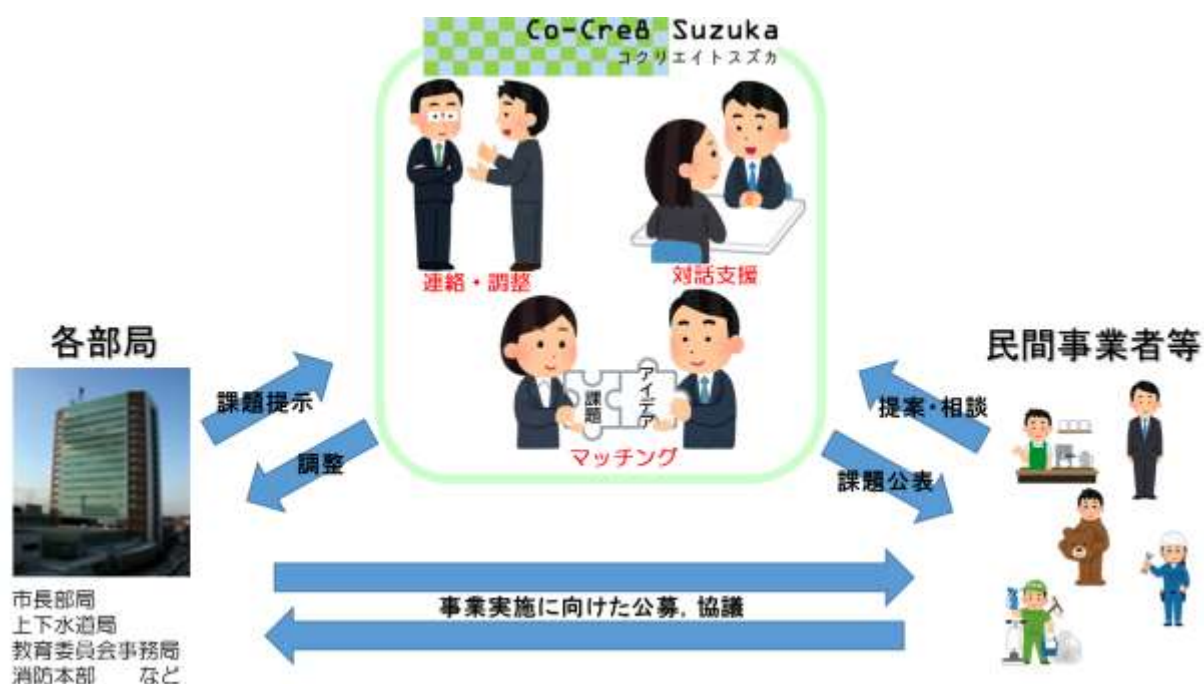
(2) 対話への参加とインセンティブ

対話における民間事業者等からの提案は、知識やノウハウを基に構築された貴重な情報であることから、それら提案に基づく事業スキームや仕様の作成、採択にあたっては、インセンティブを付与する場合があります。

インセンティブの内容については、テーマに対して想定される独自性・独創性の発揮の度合いや市場の動向などを勘案のうえ決定し、提案を募集する際に明示します。

(3) 「Co-Cre8 Suzuka(コクリエイトスズカ)」とは

民間事業者等と行政の対話と協働による業務の効率化や住民サービスの向上等の様々な課題解決を推進するため、市が公民連携による解決を図りたい課題を一元的に発信するほか、民間事業者等の皆様のノウハウや知恵に基づくアイデアを聞き取って担当部署につなぎ、民間事業者等と担当部署との対話を円滑に進めるための調整役を担うため、総合政策課に設置した鈴鹿市の公民連携総合対話窓口です。



愛称である「Co-Cre8 Suzuka(コクリエイトスズカ)」は、英語で「共に創る」を表す「co-create」という言葉に、本市が世界でも珍しい立体交差を有する8の字型の国際レーシングコースである鈴鹿サーキットを有し、国内最高峰のバイクレースである鈴鹿8時間耐久ロードレース(通称8耐)が開催される町であることにちなんで「8(エイト)」をかけた「co-cre8」と市の名称を組み合わせています。

3 Co-Cre8 Suzuka（コクリエイトスズカ）への提案

Co-Cre8 Suzuka で受け付ける提案は、市が主体となって民間事業者等からの意見・提案を募集する「提案募集」、民間事業者等からの提案により連携する分野を特定しない協定を締結したうえで市が抱える課題に対してできることを随時協議のうえ実施を進める「包括連携協定」、民間事業者等が主体となって市の事業に関する提案を行う「Eightalk(エイトーク)」の大きく3つに分けられます。

(1) 提案募集

Co-Cre8 Suzuka では、下記の2つの手法により、民間事業者等からの提案を募集しています。



① サウンディング型市場調査

事業発案段階や事業化を考える段階において、事業内容やスキーム等に関して、市と民間事業者等が直接の対話により市場性等の民間事業者の意見や様々なアイデアの提案を把握する目的で実施する調査です。

事業の検討にあたり調査が必要な場合に、不定期に募集します。

調査における対話は、個別対話のほか参加者が一堂に会して実施する対話など、案件毎に決定し、募集時に明示します。

② テーマ型民間提案制度

鈴鹿市が解決したい課題や目指す目標を「テーマ」として提示し、「テーマ」に対する有効な手段やスキームなどを、自らが実施主体となることを想定して提案する制度です。

市が民間事業者等とともに解決したい課題や目指す目標がある場合に、不定期に募集します。

提案受付後の公募の有無(提案が採択された提案者との随意契約の保証)や公募における加点などの提案者に対するインセンティブの有無と内容は提案募集時に明示します。

Co-Cre8 Suzuka で募集する提案は、事業化の前段階の提案であることから、提案受付後に事業化や予算に向けた協議のほか、公募等の手続を経たうえで事業実施となります。

そのため、契約までに時間を要する場合や提案者が契約者とならない場合がありますが、いただいた提案には真摯に向き合い、可能な限り迅速に対応いたします。

(2) 包括連携協定

鈴鹿市と民間事業者等が、特定の分野を限定せずに、地域が抱えている様々な課題に対し、双方の強みを活かした課題解決に向けて連携して取り組む仕組みです。

包括連携協定に関する提案は、随時募集しています。



(3) Eightalk(エイトーク)

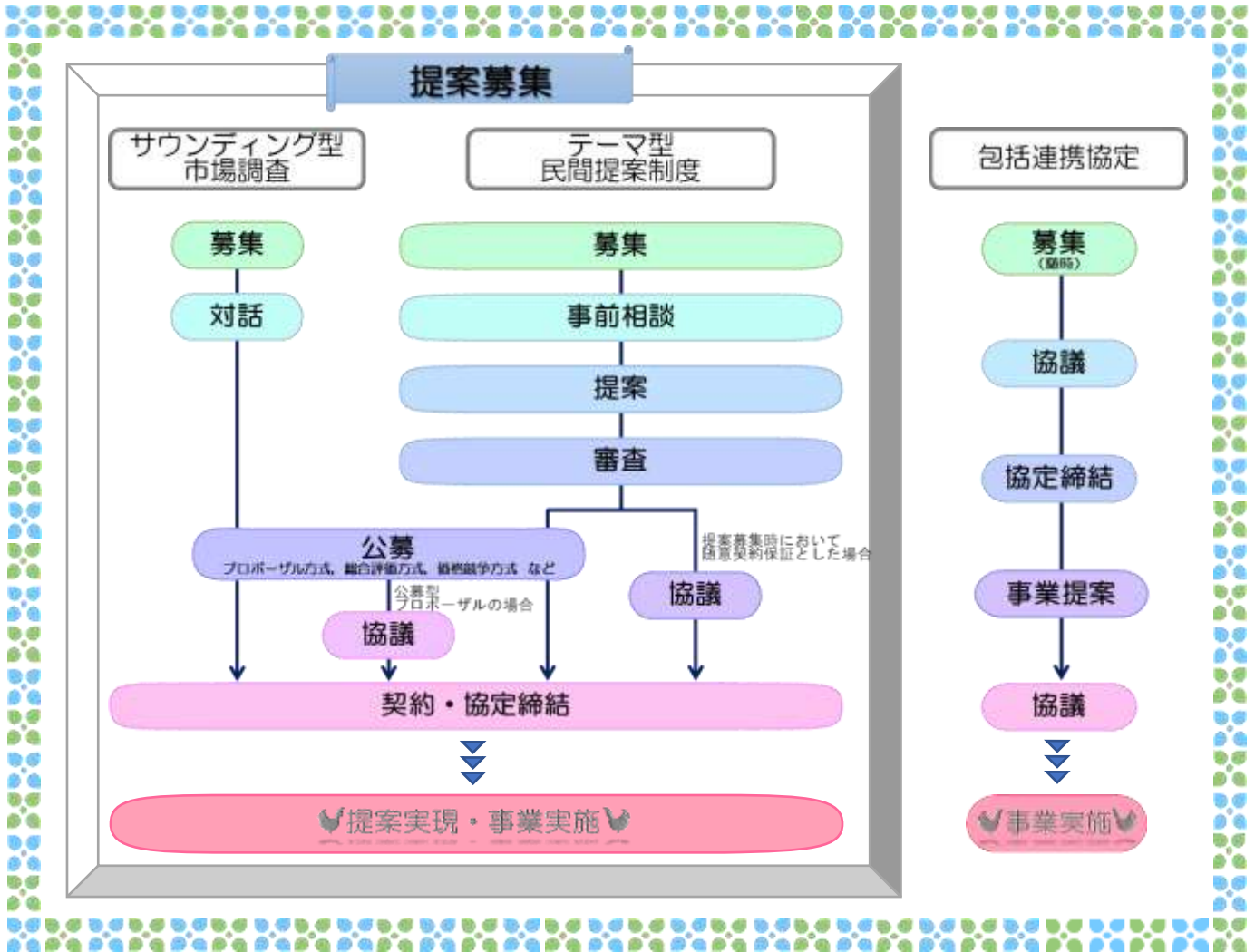
Co-Cre8 Suzukaでは、民間事業者等が主体となり、市の施策や実施する事業に対して、自らのノウハウを活かした取組を提案または提案に向けて相談いただくことを「Eightalk(エイトーク)」と位置付け、随時、受け付けています。

Eightalk(エイトーク)で民間事業者等からいただいた提案について、事業化の検討をお約束するものではありませんが、市の施策や課題解決に有効な提案と考えられる場合には、改めて(1)に定める提案募集の実施や(2)包括連携協定の締結により、事業化に向けた提案ができる機会を創出する可能性があります。

4 Co-Cre8 Suzuka における提案募集から事業実施までの流れ

Co-Cre8 Suzuka で受け付ける提案は、提案の種類や募集時の条件、公募の方法等により、提案実現までの手順が異なります。

主な流れは下記のとおりとなります。



5 提案における共通ルール

(1) 提案の対象外とする事項

次の要件に該当する内容は、提案の対象とはなりません。

- 行政経営の効率化または住民サービスの向上のいずれにも効果が見込めないもの
- 単なる製品や事業の営業
- 既存の事業を安価で実施するもの
- 市以外の特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- 政治, 宗教, 選挙活動を目的とすること
- 法・条例等に違反すること
- 公序良俗に反すること
- 暴力団等の利益につながること

(2) 提案者に係る資格要件

提案者は、次の全ての要件を満たすものとします。ただし、案件の内容によっては、要件が追加される場合があります。

- 提案内容を自ら実施する意思及び能力を有する「民間企業」、「NPO法人等の法人」または「任意団体等」
- 提案書提出時点において鈴鹿市入札参加者名簿に登録済み(もしくは提案に係る契約締結までに登録予定)であること
- 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと
- 提案時において、鈴鹿市から入札参加停止または入札参加保留の措置を受けていないこと
- 地方税, 法人税または消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立中もしくは再生手続中または民事再生法に基づく再生手続開始の申立中もしくは再生手続中でないこと
- 地方自治法第92条の2, 第142条(同条を準用する場合を含む。)または第180条の5第6項の規定に抵触していないこと
- 法人等の役員または経営に事実上参加している者に、「鈴鹿市暴力団排除条例」第2条第1号に掲げる暴力団及びその関係者または暴力団関係者と密接な関係を有する者がいないこと
- 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」第5条の規定に基づく観察処分を受けた団体及びその関係者でないこと
- 宗教の教義を広め, 儀式行事を行い, 及び教化育成することを主たる目的とする者でないこと

- 政治上の主義を推進し、指示し、または これに反対することを主たる目的とする者でないこと
- 特定の公職(公職選挙法第3条に規定する公職をいう。)の候補者(当該候補者になろうとするものを含む。), もしくは公職にある者または政党を推薦し、指示し、又はこれらに反対することを目的とする者でないこと
- 公共性・公平性に問題がある等、その他、市が連携を行うにあたりふさわしくないと判断した者でないこと

(3) 提案に係る費用負担

提案の採択・不採択、協議の成立・不成立に関わらず、提案に関する書類の作成、提出、対話、審査及び事業化に向けた協議に係るすべての費用については提案者の負担とし、市は一切の補填や賠償をいたしません。

(4) 提案の公表

ご提案内容は、原則として下記のとおり提案の手法毎に定める事項を、市ホームページにて公表いたします。

① サウンディング型市場調査

提案事業者等の名称及び知的財産権に関わる内容を除いた対話の内容を概要として取りまとめて公表

② テーマ型民間提案制度

審査終了時 : 提案タイトル

協議終了時 : 協議成立 … 提案タイトル, 提案者, 事業内容

協議不成立 … 提案タイトル, 合意に至らなかった理由

③ 包括連携協定

協定締結時 : 事業者名, 協定名および内容, 締結日, 連携項目

協定締結後 : 協定に基づく取組

6 提案における留意事項

Co-Cre8 Suzuka で募集する提案は、事業化の前段階の提案であることから、提案受付後に事業化や予算に向けた協議を実施するため、議会承認が得られない等の場合においては事業化されないことがあります。

また、法令及び本市の契約上のルール等により、随意契約を保証した提案募集を除く提案については、改めて公募等の手続が必要となります。そのため、契約までに時間を要する場合や提案者が契約者とならない場合があります。

なお、公募等の手続における仕様の作成にあたり、提案者から得た情報の全部または一部を利用することがありますが、いただいた提案には提案者のもつ知識やノウハウのほか知的財産が含まれることを十分に理解の上、その取扱いについては慎重に判断いたします。